

(令和4年3月29日～31日文化審議会総会資料2)

著作権分科会における審議状況と今後の対応

1. 今期の審議状況

- 令和3年7月に、文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について（以下、「大臣諮詢」という。）」諮詢されたことを受けて、著作権分科会の下に設置された「基本政策小委員会」、「法制度小委員会」及び「国際小委員会」において、諮詢事項等について審議を行った。
- 各小委員会における審議状況は次のとおりである。

(1) 「基本政策小委員会」における審議状況について

大臣諮詢を受けて、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」について、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等も含め、多様な関係者からのヒアリングやパブリックコメントを行い、集中的かつ丁寧に議論を進めた。

その結果、著作権分科会として、12月に「中間まとめ『DX時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育について』」をとりまとめた。

また、「DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策」について調査研究の報告を踏まえ議論したほか、著作権行政を巡る諸動向についての報告を受けて、意見交換等を行ってきた。

(2) 「法制度小委員会」における審議状況について

大臣諮詢を受けて、DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度等、主に以下の課題について検討を行ってきた。

- (1) DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討について
(民事訴訟法等の改正に伴う裁判手続のオンライン化に対応した著作権制度の検討について含む。)
- (2) 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について
- (3) 研究目的に係る権利制限規定の創設について

(4) DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度について

この議論を受けて、法制度小委員会として、2月4日付けで「民事訴訟法の改正に伴う著作権制度に関する論点整理」を、著作権分科会として、3月18日付けで「独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する報告書」をとりまとめた。

(3) 「国際小委員会」における審議状況について

第21期文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について審議等を行った。

- (1) 我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について
- (2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について
- (3) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について

この議論を受けて、著作権分科会として、12月に「中間まとめ『我が国のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題及びその対応について』」を、3月に「中間まとめ『国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について』」をとりまとめた。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第63回）（令和4年3月18日開催）における報告内容を参照。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/63/index.html>

2. 今後の対応

- 「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」や「DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策」など、今年度の検討の結果、引き続き検討が必要とされた課題を中心に、大臣諮問及び著作権制度・政策に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。

（以上）